

- * 重量税:2021年5月1日から2022年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用(2022年5月1日以降は要件が変更となります)
- * 重量税について、新車新規登録等時重量税は免除となります。令和12年燃費基準120%達成車は初回継続検査時も免税となります。その後の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
- (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	車両型式	WLTCモード	重量税の特例措置		
		低燃費区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
		令和12年度燃費基準 120%以上達成		新車新規検査	初回継続検査等
D3 S	3CA-XXXXX	×	免税	0	本則税率
D3 S ツーリング	3CA-XXXXX	×	免税	0	本則税率
D5 S	3DA-XXXXX	×	免税	0	本則税率
XD3	3DA-XXXXX	×	免税	0	本則税率

- ※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。
- ※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。